

人事委員会年報

(令和4年度)

広島県人事委員会事務局

目 次

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況	1
2 人事委員会規則の制定・改廃	6
3 条例案に対する意見	7
4 人事委員会主要行事	9

第2 任用関係業務

1 職員の採用	10
（1）職員採用試験等の実施状況	10
（2）主な採用試験日程及び試験会場	14
（3）受験資格等	15
（4）採用選考の状況	16
（5）広報活動等	16
（6）採用試験における危機管理	17
2 職員の昇任	18

第3 給与関係業務

1 職員給与の実態	19
（1）職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比	19
（2）職員の平均給与月額	19
2 職種別民間給与実態調査	20
（1）調査の目的及び調査対象事業所等	20
（2）職員給与と民間給与との比較	20
3 職員の給与に関する報告及び勧告	22
（1）職員の給与に関する報告	22
（2）勧告（内容抜粋）	24
（3）人事行政における当面の諸課題に関する報告	25
4 職員の給与制度改定の動き	31

第4 審査関係業務

1 公平審査	32
（1）不利益処分に関する審査請求	32
（2）勤務条件に関する措置の要求	32
2 職員からの苦情相談	32
3 職員団体等	33
（1）職員団体の登録	33
（2）管理職員等の範囲の指定	34
4 労働基準監督機関としての職権行使	39

人事委員会の運営

第1 人事委員会の運営

1 人事委員会の開催状況

令和4年度の人事委員会は28回開催され、その内容は次のとおりである。

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第1回	4. 4. 14 (木)	<p>[付議事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度全国人事委員会連合会役員会の議案に係る同意について 2 警察本部の採用選考について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (受託分) <p>[報告事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年職種別民間給与実態調査について 2 令和3年度事業所調査の結果について 3 令和3年度職員による苦情相談の概要について 4 令和4年度人事委員会事務局事務概要について
第2回	4. 4. 26 (水)	<p>[付議事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 十六都道府県人事委員会協議会の一般議題に係る同意について 2 他県在職中の警察官の選考採用について 3 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について <p>[報告事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用選考試験に係る追加合格制度について 2 令和4年度第1回広島県警察官採用試験の申込者数について 3 組合要請について
第3回	4. 5. 19 (木)	<p>[協議事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度人事委員会開催日程 (案) <p>[報告事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第1回広島県警察官採用試験第1次試験合格者について 2 令和4年度広島県職員採用試験 (大学卒業程度) の試験区分及び採用予定人員等について 3 令和4年度広島県職員採用試験 (第1回社会人経験者) の試験区分及び採用予定人員等について 4 令和4年度広島県職員採用試験 (短大卒業程度 [総合土木]) の採用予定人員等について 5 令和4年度広島県職員採用試験 (警察少年育成官) の採用予定人員等について
第4回	4. 6. 10 (金)	<p>[付議事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考等について 2 警察本部の昇任選考について 3 条例案に係る意見について 4 人事委員会規則・指令の一部改正について <p>[報告事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第1回広島県警察官採用試験第2次試験合格者について 2 令和4年度広島県職員採用試験の申込者数について (大卒程度・第1回社会人・短大卒程度・警察少年育成官) 3 採用試験での主任級 (2級) 採用の面接の実施について
第5回	4. 6. 15 (水)	<p>[付議事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職の新設に伴う人事委員会規則・指令の一部改正について 2 県の課長相当職以上への昇任選考について <p>[協議事項]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度人事委員会開催日程 (案)

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第6回	4. 6. 28 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 広島サミット推進審議官の設置に伴う人事委員会規則・指令の整理について 2 人事委員会規則・指令の一部改正について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第130回全国人事委員会連合会総会の議案に係る同意について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般職の任期付職員の採用について（特定任期付職員） 2 県の課長相当職以上への昇任選考について 3 令和4年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）・（第1回社会人経験者）・（短大卒業程度〔総合土木〕）・（警察少年育成官）の受験状況について 4 令和4年度広島県職員採用試験（高校卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 5 令和4年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の試験区分及び採用予定人員等について 6 令和4年度障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験の試験区分及び採用予定人員等について 7 令和4年度第2回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人員等について
第7回	4. 7. 11 (月)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員の職務分担について 2 労働基準監督権限の委任について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度人事委員会開催日程(案) <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者について 2 令和4年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）第1次試験合格者について 3 令和4年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）第1次試験合格者について 4 令和4年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験第1次試験合格者について 5 追加合格候補基準について
第8回	4. 7. 27 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度第1回広島県警察官採用試験の最終合格者決定について 2 警察本部の採用選考について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第130回全国人事委員会連合会総会（書面開催）の議決結果について 2 十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議について 3 令和4年度広島県職員採用試験（大学卒業程度（行政（一般事務B）・情報））の第2次試験合格者について 4 令和4年職種別民間給与実態調査の実施状況について
第9回	4. 8. 9 (火)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）の最終合格者の決定について 2 令和4年度広島県職員採用試験（短大卒業程度〔総合土木〕）の最終合格者の決定について 3 令和4年度広島県職員（警察少年育成官）採用試験の最終合格者の決定について <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度広島県職員採用試験（第1回社会人経験者）第2次試験合格者について 2 知事部局における令和3年度の時間外勤務上限規制の特例適用状況等について 3 職員団体からの要請について
第10回	4. 8. 17 (水)	<p>〔付議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度広島県職員採用試験（大学卒業程度）行政（一般事務B）・情報の最終合格者の決定について <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度全国人事委員会連合会歳出予算の科目間流用に係る同意について 2 令和4年度人事委員会開催日程（案） 3 人事委員会勧告に向けた検討課題（給与関係） 4 人事委員会勧告作業日程 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察本部の採用選考について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 11 回	4. 8. 24 (水)	〔付議事項〕 1 令和4年度広島県職員採用試験(第1回社会人経験者)の最終合格者の決定について 2 国に準じた両立支援制度の改正について 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和4年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の採用予定人員等について 2 組合要請について
第 12 回	4. 9. 1 (木)	〔付議事項〕 1 大学卒業程度試験及び社会人経験者試験における試験区分「防災」の新設について 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和4年度事業所調査の結果について
第 13 回	4. 9. 15 (木)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について 〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 令和4年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の申込者数について 2 令和4年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の申込者数について 3 令和4年度第2回広島県警察官採用試験の申込者数について 4 職員団体との意見交換について
第 14 回	4. 9. 21 (水)	〔協議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔報告事項〕 1 職員団体との意見交換について
第 15 回	4. 9. 27 (火)	〔付議事項〕 1 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 〔協議事項〕 1 令和4年度人事委員会開催日程(案) 〔報告事項〕 1 令和4年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の申込者数について 2 令和4年度障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験(身体障害者・精神障害者)の申込者数について 3 令和4年度第2回広島県警察官採用試験の第1次試験合格者について 4 職員団体との意見交換について
第 16 回	4. 10. 4 (火)	〔協議事項〕 1 令和4年度人事委員会開催日程(案) 2 勧告日程等について(案) 〔報告事項〕 1 令和4年度広島県職員採用試験(大学卒業程度)の追加合格者について 2 職員団体との意見交換等について
第 17 回	4. 10. 26 (水)	〔報告事項〕 1 令和4年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の第1次試験合格者について 2 令和4年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の第1次試験合格者について 3 令和4年度第2回広島県警察官採用試験の第2次試験合格者について 4 公務員獣医師の処遇改善に関する要請について
第 18 回	4. 11. 2 (水)	〔付議事項〕 1 令和4年度広島県職員採用試験(短大卒業程度)の最終合格者の決定について 2 令和4年度広島県職員採用試験(高校卒業程度)の最終合格者の決定について 3 令和4年度広島県職員採用試験(総合土木)の実施計画について 〔報告事項〕 1 令和4年度広島県職員採用試験(第2回社会人経験者)の第1次試験合格者について 2 令和4年各都道府県の給与勧告等の状況

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 19 回	4. 1 1. 2 2 (火)	〔付議事項〕 1 令和 4 年度第 2 回広島県警察官採用試験の最終合格者の決定について 2 時間外勤務の上限規制に係る限度時間の特例規定の適切な運用を求める指導等について 3 不利益処分に関する審査請求の受理について（尾道市立小学校教諭停職処分事案） 〔協議事項〕 1 令和 4 年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 令和 4 年度広島県職員採用試験（工業（意匠））の実施計画について 2 令和 4 年度広島県職員採用試験（第 2 回社会人経験者）の第 2 次試験合格者について 3 令和 4 年度障害のある人を対象とした職員採用選考試験（身体障害者・精神障害者）の第 1 次試験合格者について 4 時間外勤務の限度時間の特例規定の適用に係る任命権者からの報告について
第 20 回	4. 1 2. 1 (木)	〔付議事項〕 1 令和 4 年度障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験（身体障害者・精神障害者）の最終合格者の決定について 2 令和 4 年度広島県職員採用試験（第 2 回社会人経験者）の最終合格者の決定について
第 21 回	4. 1 2. 7 (水)	〔付議事項〕 1 条例案に係る意見について 2 定年引上げに伴う人事委員会規則・訓令・指令の一部改正等について 3 職員の顔写真等の取得に関する訓令の制定について 〔報告事項〕 1 令和 4 年度広島県職員採用試験（総合土木、工業（意匠））の申込状況について
第 22 回	4. 1 2. 2 0 (火)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔報告事項〕 1 令和 4 年度広島県職員採用試験（工業（意匠））の第 1 次試験合格者について 2 令和 4 年度広島県職員採用試験（総合土木）の第 1 次試験合格者について
第 23 回	5. 1. 1 1 (水)	〔付議事項〕 1 令和 4 年度広島県職員採用試験（工業（意匠））の最終合格者の決定について 2 令和 4 年度広島県職員採用試験（総合土木）の最終合格者の決定について 3 一般職の任期付職員の採用について（一般任期付職員） 4 長時間勤務の是正に係る知事部局への指導について 〔協議事項〕 1 令和 4 年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 令和 4 年度広島県職員採用試験（農業）の実施計画について
第 24 回	5. 2. 8 (水)	〔付議事項〕 1 警察本部の採用選考について 2 警察本部の昇任選考について 3 条例案に係る意見について 4 職務の級の分類に関する特例措置及び人事委員会指令の一部改正について 〔協議事項〕 1 令和 5 年度採用試験制度の見直しについて 〔報告事項〕 1 令和 4 年度広島県職員採用試験（農業）の第一次試験合格者について 2 令和 4 年度広島県職員採用試験（短大卒業程度）の追加合格者について 3 令和 4 年度広島県職員採用試験（第 2 回社会人経験者）の追加合格者について
第 25 回	5. 2. 1 7 (金)	〔付議事項〕 1 令和 4 年度広島県職員採用試験（農業）の最終合格者の決定について 2 一般職の任期付職員の採用について（一般任期付職員） 3 令和 5 年度広島県職員採用試験実施計画について 〔協議事項〕 1 令和 4 年度人事委員会開催日程（案） 〔報告事項〕 1 職員団体からの春闘要求について

回	開催年月日	付 議 事 項 等
第 26 回	5. 2. 28 (火)	〔付議事項〕 1 人事委員会規則・指令の一部改正等について 〔報告事項〕 1 令和5年2月全国人事委員会連合会役員会について 2 令和5年度第1回広島県警察官採用試験の試験区分及び採用予定人員等について
第 27 回	5. 3. 13 (月)	〔付議事項〕 1 人事委員会事務局職員の人事異動について 2 職員の採用選考等について 3 県の課長相当職以上への昇任選考について 4 一般職の任期付職員の採用について（特定任期付職員・一般任期付職員） 5 人事委員会規則・指令の一部改正について 〔報告事項〕 1 職員団体からの要請について
第 28 回	5. 3. 29 (水)	〔付議事項〕 1 広島県人事委員会規則・訓令・告示・指令等の整備について 2 人事委員会が取り扱う個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱の制定等について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について（受託分） 5 職員の退職管理に関する規則の一部改正について 6 定年引上げの関係法令の一部改正に伴う職員の育児休業等に関する規則の一部改正について 〔協議事項〕 1 令和5年度人事委員会開催日程（案） 2 博士課程修了者等の初任給基準の見直しについて 〔報告事項〕 1 広島県職員安全衛生管理規程の一部改正について 2 一般職の任期付職員の採用について（一般任期付職員） 3 令和4年度事業所調査の結果について

付議事項 62件
協議事項 21件
報告事項 73件
合 計 156件

2 人事委員会規則の制定・改廃

令和4年度における人事委員会規則の制定改廃の内容は、次のとおりである。

制定・改正 年月日	規則名	概要
令4.4.18 公布・施行	広島中央環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和4年度組織の改編に伴う所要の改正
令4.4.28 公布・施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	国に準じた学歴免許区分表の改正の伴う改正
令4.6.20公布 令4.7.1施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	教育職員免許法の改正に伴う改正
令4.6.22 公布・施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（県分）	令和4年度組織の改編に伴う所要の改正
令4.6.27 公布・施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う改正
令4.6.30公布 令4.7.1施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	雇用保険法等の改正に伴う改正
令4.9.1公布 令4.10.1施行	職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則	国に準じた育児休業等に関する両立支援制度等の改正に伴う改正
令4.12.19公布 令5.4.1施行	職員の給与に関する条例附則第十項等の規定による給料に関する規則	定年引上げに伴う制定
令4.12.19公布 令5.4.1施行	職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則	定年引上げに伴う改正
令4.12.23 公布・施行	職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	令和4年給与改定等に伴う改正
令4.12.23 公布・施行	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和4年給与改定等に伴う改正
令4.12.23公布 令5.4.1施行	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和4年給与改定等に伴う改正
令5.3.6公布 令5.4.1施行	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	情報職への手当新設に係る改正
令5.3.23公布 令5.4.1施行	職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	令和5年度組織の改編に伴う所要の改正
令5.3.23公布 令5.4.1施行	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和5年度組織の改編に伴う所要の改正
令5.3.23公布 令5.4.1施行	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	警察職員の特殊勤務手当に係る改正
令5.3.23公布 令5.4.1施行	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の退職手当の支給に関する条例改正に伴う改正
令5.3.30公布 令5.4.1施行	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（県分）	令和5年度組織の改編に伴う所要の改正
令5.3.30公布 令5.4.1施行	山県郡安芸太田町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和5年度組織の改編に伴う所要の改正
令5.3.30公布 令5.4.1施行	山県郡北広島町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和5年度組織の改編に伴う所要の改正
令5.3.30公布 令5.4.1施行	職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	職員の退職手当の支給に関する条例改正に伴う改正
令5.3.30公布 令5.4.1施行	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	職員の育児休業等に関する条例の改正に伴う改正

3 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、職員に関する条例の制定又は改廃について、県議会から意見を求められたものに対し、意見を申し述べている。

なお、令和4年度に意見を求められた条例案7件に対して述べた意見は、次に掲げるとおりである。

年月日	条例案	意見
令和4年 6月10日	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	適当と考えます。
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	
令和4年 9月15日	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分	適当と考えます。
	職員の定年等に関する条例の一部改正	
	職員の給与に関する条例の一部改正	
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年広島県条例第9号)の一部改正	
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和元年広島県条例第36号)の一部改正	
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	
	職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正	
	職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年広島県条例第27号)の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年広島県条例第54号)の一部改正	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年広島県条例第7号)の一部改正	
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正	
職員の育児休業等に関する条例の一部改正		
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正		
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正		
市町立学校職員の給与、勤務時間その		

	<p>他の勤務条件に関する条例の一部改正</p> <p>市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第37号）の一部改正</p> <p>県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正</p> <p>警察職員の懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正</p>	
	短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	
令和4年 12月7日	<p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案中職員に関する部分</p> <p>職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年広島県条例第36号）の一部改正</p> <p>一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正</p> <p>短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正</p> <p>市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>相当と考えます。</p>
令和5年 2月8日	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	<p>相当と考えます。</p>

4 人事委員会主要行事

区分	人事委員会	人事委員会協議会関係	その他
令和4年 4月	4.14 第1回人事委員会 4.26 第2回人事委員会	4.13 全国人事委員会連合会役員会 (書面開催) 4.25 十六都道府県人事委員会協議会 委員長・事務局長会議(書面開催)	
5月	5.19 第3回人事委員会	5.31 中国地方人事委員会協議会 委員全員会議(WEB開催)	
6月	6.10 第4回人事委員会 6.15 第5回人事委員会 6.28 第6回人事委員会	6.24 全国人事委員会連合会総会 (書面開催)	
7月	7.11 第7回人事委員会 7.27 第8回人事委員会	7.14～15 公平審査事務研修会	7.12～8.8 大卒程度2次試験
8月	8.9 第9回人事委員会 8.17 第10回人事委員会 8.24 第11回人事委員会	全国人事委員会連合会役員会(中止)	8.8～10 大卒程度3次試験 (行政一般事務B)
9月	9.1 第12回人事委員会 9.15 第13回人事委員会 9.21 第14回人事委員会 9.27 第15回人事委員会		
10月	10.4 第16回人事委員会 10.26 第17回人事委員会		10.4 人事委員会勧告
11月	11.2 第18回人事委員会 11.22 第19回人事委員会		
12月	12.1 第20回人事委員会 12.7 第21回人事委員会 12.20 第22回人事委員会		
令和5年 1月	1.11 第23回人事委員会		
2月	2.8 第24回人事委員会 2.17 第25回人事委員会 2.28 第26回人事委員会	2.13 全国人事委員会連合会役員会 (書面開催)	
3月	3.13 第27回人事委員会 3.29 第28回人事委員会		

※ この表は、人事委員が出席する主要行事を掲載したものである。

●人事委員会 28回 ●人事委員会協議会関係 6回
●口頭審理 0回

任 用 関 係 業 務

第2 任用関係業務

1 職員の採用

(1) 職員採用試験等の実施状況

令和4年度に実施した職員採用試験等の実施状況は、第1表から第4表のとおりである。

第1表 令和4年度広島県職員採用試験等実施状況(総括表)

区 分	令和4年度				令和3年度				増 減							
	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)	申込者数		受験者数		最終合格者数		競争倍率	
									(人)	増減率	(人)	増減率	(人)	増減率		ポイント
大学卒業程度	1,028	789	282	2.8	900	690	192	3.6	128	14.2	99	14.3	90	46.9	△ 0.8	
	437	338	140		350	276	92		87	24.9	62	22.5	48	52.2		
うち行政	836	643	209	3.1	728	559	142	3.9	108	14.8	84	15.0	67	47.2	△ 0.8	
	382	295	114		297	239	73		85	28.6	56	23.4	41	56.2		
第1回社会人	334	258	24	10.8	319	242	18	13.4	15	4.7	16	6.6	6	33.3	△ 2.6	
	96	71	4		108	83	8		△ 12	△ 11.1	△ 12	△ 14.5	△ 4	△ 50.0		
うち行政	305	233	14	16.6	289	220	12	18.3	16	5.5	13	5.9	2	16.7	△ 1.7	
	92	68	3		100	76	6		△ 8	△ 8.0	△ 8	△ 10.5	△ 3	△ 50.0		
第2回社会人	322	222	31	7.2	301	199	25	8.0	21	7.0	23	11.6	6	24.0	△ 0.8	
	113	83	10		102	71	8		△ 11	△ 10.8	△ 12	△ 16.9	△ 2	△ 25.0		
うち行政	278	191	21	9.1	268	173	16	10.8	10	3.7	18	10.4	5	31.3	△ 1.7	
	101	74	7		100	69	7		1	1.0	5	7.2	0	0.0		
短大卒業程度	26	12	4	3.0	39	29	3	9.7	△ 13	△ 33.3	△ 17	△ 58.6	1	33.3		
	20	11	4		23	18	1		△ 3	△ 13.0	△ 7	△ 38.9	3	300.0	△ 6.7	
高校卒業程度	215	169	30	5.6	247	180	42	4.3	△ 32	△ 13.0	△ 11	△ 6.1	△ 12	△ 28.6	1.3	
	106	86	14		139	104	27		△ 33	△ 23.7	△ 18	△ 17.3	△ 13	△ 48.2		
うち行政	199	157	23	6.8	229	165	32	5.2	△ 30	△ 13.1	△ 8	△ 4.8	△ 9	△ 28.1	1.6	
	106	86	14		137	102	25		△ 31	△ 22.6	△ 16	△ 15.7	△ 11	△ 44.0		
警察少年育成官	13	9	3	3.0	5	4	1	4.0	8	160.0	5	125.0	2	200.0	△ 1.0	
	8	6	2		3	2	1		5	166.7	4	200.0	1	100.0		
追加公募等	54	38	11	3.5	67	49	10	4.9	△ 13	△ 19.4	△ 11	△ 22.4	1	10.0	△ 1.4	
	8	8	3		18	6	6		△ 10	△ 55.6	2	33.3	△ 3	△ 50.0		
任期付職員					100	82	44	1.9	△ 100	皆減	△ 82	皆減	△ 44	皆減	皆減	
					56	46	26		△ 56	皆減	△ 46	皆減	△ 26	皆減	皆減	
うち行政					89	75	38	2.0	△ 89	皆減	△ 75	皆減	△ 38	皆減	皆減	
					54	44	25		△ 54	皆減	△ 44	皆減	△ 25	皆減	皆減	
小計	1,992	1,497	385	3.9	1,978	1,475	335	4.4	14	0.7	22	1.5	50	14.9	△ 0.5	
	788	603	177		799	606	169		△ 11	△ 1.4	△ 3	△ 0.5	8	4.7		
うち行政	1,618	1,224	267	4.6	1,603	1,192	240	5.0	15	0.9	32	2.7	27	11.3	△ 0.4	
	681	523	138		688	530	136		△ 7	△ 1.0	△ 7	△ 1.3	2	1.5		
第1回警察官(男性)	738	548	57	9.6	873	629	121	5.2	△ 135	△ 15.5	△ 81	△ 12.9	△ 64	△ 52.9	4.4	
第2回警察官(男性)	495	300	59	5.1	602	358	47	7.6	△ 107	△ 17.8	△ 58	△ 16.2	12	25.5	△ 2.5	
第1回警察官(女性)	253	173	26	6.7	306	186	27	6.9	△ 53	△ 17.3	△ 13	△ 7.0	△ 1	△ 3.7	△ 0.2	
第2回警察官(女性)	222	108	18	6.0	233	127	16	7.9	△ 11	△ 4.7	△ 19	△ 15.0	2	12.5	△ 1.9	
	222	108	18		233	127	16		△ 11	△ 4.7	△ 19	△ 15.0	2	12.5		
競争試験計	3,700	2,626	545	4.8	3,992	2,775	546	5.1	△ 292	△ 7.3	△ 149	△ 5.4	△ 1	△ 0.2	△ 0.3	
	1,263	884	221		1,338	919	212		△ 75	△ 5.6	△ 35	△ 3.8	9	4.2		
選考試験	障害のある人を対象とした試験(身体・精神)	56	48	3	16.0	53	36	5	7.2	3	5.7	12	33.3	△ 2	△ 40.0	8.8
	R4は競争試験で実施					32	25	4	6.3	△ 32	皆減	△ 25	皆減	△ 4	皆減	皆減
	R3は2回実施(大学卒業程度)															
	職業訓練指導員	6	4	2	2.0	16	16	4	4.0	△ 10	△ 62.5	△ 16	△ 100.0	△ 2	△ 50.0	△ 2.0
	警察官(術科指導員)	2	2	2	1.0	5	4	4	1.0	△ 3	△ 60.0	△ 2	△ 50.0	△ 2	△ 50.0	0.0
警察官(航空機操縦士)					22	20	1	20.0	△ 22	△ 100.0	△ 20	△ 100.0	△ 1	△ 100.0	△ 20.0	
選考試験計	64	54	7	7.7	128	101	18	5.6	△ 64	△ 50.0	△ 47	△ 46.5	△ 11	△ 61.1	2.1	
合計(競争試験+選考試験)	3,764	2,680	552	4.9	4,120	2,876	564	5.1	△ 356	△ 8.6	△ 196	△ 6.8	△ 12	△ 2.1	△ 0.2	
その他採用	知事部局等(行政職等)		43	43	1.0		36	36	1.0			7	19.4	7	19.4	0.0
	教育委員会(行政職)		20	20	1.0		20	20	1.0			0	0.0	0	0.0	0.0
	警察本部(警察官等)		41	41	1.0		42	42	1.0			△ 1	△ 2.4	△ 1	△ 2.4	0.0
	計		104	104	1.0		98	98	1.0			6	6.1	6	6.1	0.0

(注) 1. 「その他採用選考」における「受験者数」は「選考対象者数」を、「最終合格者数」は「合格者数」を示す。

2. 下段は、女性で内数

第2表 主な令和4年度広島県職員採用試験の実施状況(内訳)

(令和5年4月1日現在)

試験区分	職種	採用予定人員 名程度	申込者数 (A) 人	第1次試験				第2(3)次試験			最終競争率 (B/D)	採用者数 人	
				受験者数 (B)	受験率 (B/A)	合格者数 (C)	合格率 (C/B)	受験者数 (D)	最終合格者数 (D/B)	最終合格率 (D/B)			
大政	一般事務A	91	571	450	78.8	311	69.1	283	166	36.9	2.7	125	
	一般事務B	27	239	189	80.0	133	70.2	125	83	22.0	4.5	60	
	小中学校事務	5	99	71	71.7	57	47.6	63	31	22.0	4.5	28	
	警察事務	5	12	11	91.7	7	58.3	42	20	23.8	4.2	18	
	小計	128	836	643	76.9	432	67.2	367	209	32.5	3.1	162	
	情報	2	17	12	70.6	8	66.7	7	3	25.0	4.0	3	
	心理	2	4	4	100.0	3	75.0	3	2	50.0	2.0	2	
	衛生(衛生一般)	3	10	7	70.0	6	85.7	6	4	57.1	1.8	4	
	衛生(薬学)	2	9	7	77.8	5	71.4	4	2	28.6	3.5	2	
	農業	9	20	19	95.0	16	84.2	15	10	52.6	1.9	8	
	林業	3	8	7	87.5	6	85.7	6	4	57.1	1.8	4	
	畜産一般	4	11	7	63.6	6	85.7	4	4	57.1	1.8	4	
	水産	3	16	13	81.3	9	69.2	8	4	30.8	3.3	4	
	工業(化学)	3	10	7	70.0	6	85.7	6	4	57.1	1.8	4	
	工業(食品)	1	7	6	85.7	5	83.3	4	1	16.7	6.0	0	
工業(機械)	1	7	7	100.0	5	71.4	5	2	28.6	3.5	1		
工業(電気)	3	8	7	87.5	6	85.7	4	3	42.9	2.3	3		
総合土木	24	44	32	72.7	24	75.0	22	22	68.8	1.5	15		
建築	7	21	11	52.4	10	90.9	9	8	72.7	1.4	8		
小計	67	192	146	76.0	115	78.8	104	73	50.0	2.0	62		
計	195	1,028	789	76.8	547	69.3	471	282	35.7	2.8	224		
社会人	一般事務	13	305	233	76.4	52	22.3	26	14	6.0	16.6	12	
	工業(電気)	2	92	68	73.9	16	16.7	8	3	33.3	3.0	2	
	総合土木	3	20	16	80.0	12	75.0	10	7	43.8	2.3	7	
	小計	18	334	258	77.2	68	26.4	40	24	9.3	10.8	22	
	一般事務	13	278	191	68.7	52	27.2	26	21	11.0	9.1	18	
	情報	2	101	74	73.3	16	16.0	10	7	33.3	3.0	5	
	心理	2	13	9	69.2	8	88.9	8	3	33.3	3.0	2	
	総合土木	6	23	16	69.6	9	56.3	8	5	31.3	3.2	3	
	小計	23	322	222	68.9	74	33.3	47	31	14.0	7.2	25	
	司書	2	24	10	41.7	8	80.0	7	3	30.0	3.3	2	
	総合土木	3	18	9	50.0	4	200.0	1	1	50.0	2.0	1	
	小計	5	26	12	46.2	2	16.7	8	4	33.3	3.0	3	
	高校卒業	一般事務	10	111	83	74.8	31	37.3	30	14	16.9	5.9	11
		小中学校事務	5	42	32	76.2	16	31.7	16	6	12.2	8.2	5
		警察事務	2	50	41	82.0	13	31.7	13	5	12.2	8.2	3
小計		17	206	156	75.7	50	24.3	49	25	12.1	8.3	16	
総合土木		5	199	157	78.9	53	33.8	52	23	14.6	6.8	10	
小計		5	16	12	75.0	10	83.3	10	7	58.3	1.7	6	
計		22	215	169	78.6	63	37.3	62	30	17.8	5.6	22	
障害のある人を対象とした試験		一般事務(身体)	7	16	13	81.3	9	69.2	5	1	7.7	13.0	1
		一般事務(精神)	2	7	5	71.4	4	25.8	3	1	6.5	15.5	1
		警察事務(身体)	1	5	2	40.0	1	100.0	1	0			0
		警察事務(精神)	1	2	2	100.0	2	100.0	2	0			0
		小計	11	40	22	55.0	16	40.0	16	3	6.3	16.0	2
		総計	274	1,981	1,498	75.6	775	51.7	644	374	25.0	4.0	298
			785	597	0	325	0	290	173	0	0	133	

(注)・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は女性で内数

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。

(参考)

第3表 広島県職員採用試験（大学卒業程度）の受験者・合格者数の推移

区分	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	
全職	人(程度) 採用予定者数	89	71	105	119	122	118	133	144	184	145	135	195
	人 申込者数 (A)	1,365 (475)	1,250 (437)	1,151 (405)	990 (336)	1,125 (428)	1,076 (409)	1,144 (434)	984 (377)	882 (352)	884 (370)	900 (350)	1,028 (437)
	人 受験者数 (B)	870 (302)	824 (268)	691 (242)	652 (215)	763 (291)	725 (287)	783 (316)	724 (289)	658 (270)	677 (262)	690 (276)	789 (338)
	人 最終合格者数 (C)	113 (40)	90 (32)	132 (56)	142 (50)	144 (69)	141 (68)	170 (83)	192 (95)	219 (126)	193 (94)	192 (92)	282 (140)
	% 受験率 (B/A)	63.7	65.9	60.0	65.9	67.8	67.4	68.4	73.6	74.6	76.6	76.7	76.8
	倍 競争倍率 (B/C)	7.7	9.2	5.2	4.6	5.3	5.1	4.6	3.8	3.0	3.5	3.6	2.8
	人 採用者数 (D)	105 (37)	78 (28)	118 (49)	123 (41)	115 (51)	112 (56)	146 (69)	152 (70)	163 (93)	151 (73)	137 (63)	224 (110)
うち 行政職	人(程度) 採用予定者数	46	34	57	65	75	69	80	89	125	97	93	128
	人 申込者数 (A)	973 (334)	900 (313)	842 (314)	712 (253)	846 (345)	784 (319)	839 (337)	756 (302)	680 (278)	689 (302)	728 (297)	836 (382)
	人 受験者数 (B)	604 (201)	587 (187)	491 (179)	458 (164)	588 (236)	533 (226)	584 (250)	570 (239)	509 (214)	521 (208)	559 (239)	643 (295)
	人 最終合格者数 (C)	61 (23)	44 (18)	74 (37)	77 (36)	91 (51)	79 (46)	107 (64)	118 (69)	154 (98)	131 (74)	142 (73)	209 (114)
	% 受験率 (B/A)	62.1	65.2	58.3	64.3	69.5	68.0	69.6	75.4	74.9	75.6	76.8	76.9
	倍 競争倍率 (B/C)	9.9	13.3	6.6	5.9	6.5	6.7	5.5	4.8	3.3	4.0	3.9	3.1
	人 採用者数 (D)	53 (20)	37 (17)	66 (31)	68 (30)	68 (34)	60 (36)	89 (52)	87 (46)	112 (69)	95 (53)	100 (51)	162 (86)

(注) ()内は女性で内数

第4表 令和4年度広島県警察採用試験実施状況

試験 区分	職 種	採用予定 人員 名程度	申込者数 (A) 人	第 1 次 試 験											第 2 次 試 験						第 3 次 試 験						最終競争 倍率 (B/E)	採用者数 人			
				受験者数(B)					受験率 (B/A)	合格者数(C)					合格率 (C/B)	受験 者数	合格者数(D)					合格率 (D/B)	受験 者数	最終合格者数(E)					最終合格 率(E/B)		
				大	短	高	他	計		大	短	高	他	計			大	短	高	他	計			大	短	高				他	計
第 1 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	28	435	343				343	78.9	157				157	45.8	127	91				91	26.5	81	42				42	12.2	8.2	22
	警 察 官 B (男性)	8	303	10	23	172		205	67.7	6	8	43		57	27.8	50	3	3	25		31	15.1	29	3	3	9		15	7.3	13.7	11
	警 察 官 A (女性)	13	161	115				115	71.4	103				103	89.6	75	45				45	39.1	40	20				20	17.4	5.8	10
	警 察 官 B (女性)	4	92		4	54		58	63.0		2	22		24	41.4	23			12		12	20.7	12			6		6	10.3	9.7	4
	計	53	991	468	27	226	0	721	72.8	266	10	65	0	341	47.3	275	139	3	37	0	179	24.8	162	65	3	15	0	83	11.5	8.7	47
第 2 回 警 察 官	警 察 官 A (男性)	23	230	131				131	57.0	87				87	66.4	82	52				52	39.7	46	26				26	19.8	5.0	23
	警 察 官 B (男性)	27	265	9	8	152		169	63.8	6	5	100		111	65.7	104	4	4	63		71	42.0	67	2	2	29		33	19.5	5.1	31
	警 察 官 A (女性)	5	78	31				31	39.7	21				21	67.7	21	13				13	41.9	12	6				6	19.4	5.2	5
	警 察 官 B (女性)	9	144		5	72		77	53.5		1	39		40	51.9	38		1	25		26	33.8	24			12		12	15.6	6.4	9
	計	64	717	171	13	224	0	408	56.9	114	6	139	0	259	63.5	245	69	5	88	0	162	39.7	149	34	2	41	0	77	18.9	5.3	68
警 察 官 総 計	117	1,708	639	40	450	0	1,129	66.1	380	16	204	0	600	53.1	520	208	8	125	0	341	30.2	311	99	5	56	0	160	14.2	7.1	115	
		475	146	9	126	0	281		124	3	61	0	188		157	58	1	37	0	96		88	26	0	18	0	44			28	

(注) ・採用予定人員は、受験案内表示による。

・下段は、女性で内数。

・大学の欄に記載の数は大学中退者若しくは在学者を含む。短大の欄に記載の数は高専を含む。高校の欄に記載の数は高校中退者を含む。

・第2回警察官試験は、他の都道府県を第一志望とする者を除く。

(2) 主な採用試験日程及び試験会場

令和4年度の主な職員採用試験の日程及び試験会場は、次のとおりである。

(公告順)

試験区分	受験案内・ 申込書配布 開始期日	受付期間	第1次試験	第1次試験 合格発表	第2次試験	第2次試験 合格発表	第3次試験	最終合格発表	試験会場		
									第1次試験	第2次試験	第3次試験
第1回警察官試験	3月1日(火)	3月1日(火) ～ 4月12日(火)	5月8日(日)	5月17日(火)	5月28日(土) ～ 5月29日(日)	6月7日(火)	7月6日(水) ～ 7月12日(火)	8月3日(水)	県立広島大学 広島キャンパス	広島県警察学校	広島県庁
大学卒業程度試験	5月12日(木)	5月12日(木) ～ 6月1日(水)	6月19日(日)	7月1日(金)	7月12日(火) ～ 8月8日(月)	—	—	8月16日(火)	【広島会場】 県立広島大学 広島キャンパス 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス	広島県庁	—
行政 (一般事務 B)・情報					7月12日(火) ～ 7月19日(火)	7月21日(木)	8月8日(月) ～ 8月10日(水)	8月19日(金)		オンライン	広島県庁
短大卒業程度試験 (総合土木)	5月12日(木)	5月12日(木) ～ 6月1日(水)	6月19日(日)	7月1日(金)	7月12日(火) ～ 8月8日(月)	—	—	8月16日(火)	県立広島大学 広島キャンパス	広島県庁	—
第1回 社会人経験者試験	5月12日(木)	5月12日(木) ～ 6月1日(水)	6月19日(日)	7月8日(金)	7月30日(土) ～ 7月31日(日)	8月5日(金)	8月21日(日)	8月26日(金)	【広島会場】 県立広島大学 広島キャンパス 【東京会場】 明治学院大学 白金キャンパス	広島県庁	広島県庁
第2回警察官試験	7月1日(金)	7月1日(金) ～ 8月30日(火)	9月18日(日)	9月27日(火)	10月8日(土) ～ 10月9日(日)	10月18日(火)	11月9日(水) ～ 11月15日(火)	11月24日(木)	【広島会場】 県立広島大学 広島キャンパス 【福山会場】 福山平成大学	広島県警察学校	広島県庁
短大卒業程度試験	7月1日(金)	7月1日(金) ～ 9月6日(火)	9月25日(日)	10月7日(金)	10月20日(木) ～ 10月27日(木)	—	—	11月7日(月)	広島県庁	広島県庁	—
高校卒業程度試験	7月1日(金)	7月1日(金) ～ 9月6日(火)	9月25日(日)	10月7日(金)	10月20日(木) ～ 10月27日(木)	—	—	11月7日(月)	広島県庁	広島県庁	—
障害のある人を 対象とした試験	7月1日(金)	7月1日(金) ～ 9月22日(木)	10月23日(日)	11月4日(金)	11月21日(月) ～ 11月24日(木)	—	—	12月2日(金)	広島県庁	広島県庁	—
第2回 社会人経験者試験	8月29日(月)	8月29日(月) ～ 9月21日(水)	10月16日(日)	10月28日(金)	11月12日(土) ～ 11月13日(日)	11月18日(金)	11月27日(日)	12月2日(金)	【広島会場】 広島県庁 【東京会場】 都道府県会館 (東京都千代田区)	広島県庁	広島県庁

(3) 受験資格等

令和4年度の主な職員採用試験の受験資格等は、次のとおりである。

試験区分	項目	年齢(生年月日)	性別	学歴	その他	
大学卒業程度		平成5年4月2日から 平成13年4月1日までに生まれた者など	—	—		
	行政(一般事務B)	平成8年4月2日から 平成13年4月1日までに生まれた者など				
社会人経験者		昭和38年4月2日以降に生まれた者	—	—	※①	
短大卒業程度		平成5年4月2日から 平成15年4月1日までに生まれた者	—	—		
	総合土木	平成13年4月2日から 平成15年4月1日までに生まれた者				
高校卒業程度		平成13年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた者	—	—		
	総合土木	平成15年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた者				
障害のある人を対象とした試験		平成4年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた者	—	—	※②	
第1回警察官		平成2年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた者	男性	警察官A(男性)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月末日までに卒業見込みの者	※③
			女性	警察官A(女性)		
			男性	警察官B(男性)	上記以外の者	
			女性	警察官B(女性)		
第2回警察官		平成2年4月2日から 平成17年4月1日までに生まれた者	男性	警察官A(男性)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和5年3月末日までに卒業見込みの者	※④
			女性	警察官A(女性)		
			男性	警察官B(男性)	上記以外の者	
			女性	警察官B(女性)		

上記のほか、次のいずれかに該当する場合は受験できない。

ア 日本国籍を有しない者(工業を除く。) イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(欠格条項)の規定に該当する者

※① 申込日時時点で、学歴区分に応じて定める職務経験年数を満たす者

※② 次の全てに該当する者

ア 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 イ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

※③ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者及び高等学校を令和5年3月末日までに卒業見込みの者は受験できない。

※④ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)に在籍している者は受験できない。

(4) 採用選考の状況

令和4年度職員採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 選考試験（身体に障害のある人を対象とした試験を除く。）

(知事部局)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
9月25日(日)	職業訓練指導員	2人	1人
1月22日(日)	職業訓練指導員 第2回	2人	1人

(警察本部)

実施月日	職 種	受 験 者 数	合 格 者 数
8月28日(日)	警 察 官 術科指導員	2人	2人

(選考試験の計)

受 験 者 数	合 格 者 数
6人	4人

イ その他の採用選考件数（割愛等）

区 分	職 種	選考対象数	合格者数
知事部局等	行政職等	43人	43人
教育委員会	行政職	20人	20人
警察本部	警察官等	41人	41人
合 計		104人	104人

(注) 任命権者への委任分を除く。知事部局等には企業局、病院事業局を含む。

(5) 広報活動等

優秀な人材を確保するため、採用試験の実施について次のとおり広報活動等を展開した。

ア 県広報の活用

① 広報紙

県広報紙「県民だより」等を利用して広報活動等を行った。

② インターネット

県のホームページやSNSを活用して広報を行った。

イ 人事委員会ホームページの活用

人事委員会のホームページにより、各種情報提供を行った。

ウ 説明会の開催等

広島県職員採用試験の受験希望者を対象として、3つの説明会を開催した。例年は県庁や東京事務所において対面方式で開催しているが、令和4年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止と参加者の利便性確保のため、令和3年度に引き続き全てオンラインにより開催した。

全職種を対象とした「広島県職員採用ガイダンス」については、令和5年3月13日及び14日に開催し、知事メッセージの動画配信、採用試験制度・両立支援制度の説明、各局の職員との意見交換を

行った。参加者は、延べ822名であった（複数局の職員との意見交換の重複を含む。）。

技術職・専門職を対象とした「広島県職員しごと説明会」については、令和5年2月21日～22日に開催し、合計81名が参加し、職種ごとに職員との意見交換を行った。

社会人経験者などを対象とした「【社会人向け】広島県職員採用ガイダンス」については、令和5年2月16日及び17日の夜間（19:00～20:30）に開催し、合計62名が参加し、採用試験制度の説明、社会人経験者試験により採用された職員との意見交換等を行った。

エ 試験制度説明の実施

県内・県外の大学等の訪問やオンライン説明会への参加、合同就職説明会等に出展して、試験制度や県行政についての説明等を行った。

（6）採用試験における危機管理

ア 新型コロナウイルス感染防止対策

採用試験の延期や中止は、各任命権者の翌年度の職員採用に大きな影響が生じるほか、受験者の受験機会や進路選択にも影響を及ぼしうるため、感染拡大のリスク対応と、実施方法の工夫などによるリスク回避の両面から、各時点において検討を行った。

採用試験を実施する際には、会場における感染拡大を防止するため、県の対処方針やガイドラインの内容に沿って、第1次試験、第2次試験それぞれにおいて、必要な感染防止対策を実施した。

イ 天候、公共交通機関遅延等への対応

採用試験の実施に当たっては、天候や公共交通機関の遅延等により、予定どおり試験が実施できなくなる可能性がある。このため、次のとおりの対策を講じた。

（ア）危機管理対応

台風接近などにより当初の予定どおりの試験実施が危ぶまれる場合には、危機管理監や気象台からの情報収集などを行った上で、前日・当日朝の各時点での参集体制、判断する事項やメルクマール、受験者への周知方法などを整理して、不測の事態に備えている。

2 職員の昇任

令和4年度職員昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

職 別	知 事	教育委員会	警察本部	そ の 他	計
局 長 相 当 職	3	1		2	6
部 長 相 当 職	19	1	1	3	24
課 長 相 当 職	50	6	2	9	67
担当監・参事相当職	125	17	9	26	177
主 査 相 当 職	96	11	15	55	177
合 計	293	36	27	95	451

(注) 警察本部については警察官を除く。

給 与 関 係 業 務

第 3 給 与 関 係 業 務

1 職員給与の実態

地方公務員法第8条第1項の規定により、令和4年4月現在の一般職に属する職員の給与等の実態を調査した。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数並びに学歴別及び性別人員構成比

職員の総数は、23,246人で、これを給料表別にみると、教育職が全体の50.4%を占め、以下行政職25.1%、公安職22.1%、医療職1.2%、研究職1.2%の順となっている。

(令和4年4月現在)

給料表	区分	適用人員 人	平均年齢 歳	平均経験年数 年	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
					大学卒 %	短大卒 %	高校卒 %	中学卒 %	男 %	女 %
全給料表		23,246	40.5	18.7	82.5	5.3	12.3	0.0	58.5	41.5
行政職給料表		5,841	42.5	20.8	71.2	9.2	19.6	-	62.7	37.3
公安職給料表		5,146	38.3	18.1	63.3	4.0	32.7	0.0	89.2	10.8
教育職給料表(二)(ロ)		3,815	42.6	20.1	96.2	3.3	0.5	-	52.0	48.0
教育職給料表(三)(イ)		7,900	39.2	16.8	95.6	4.4	0.0	-	38.8	61.2
研究職給料表		268	44.2	21.5	99.6	-	0.4	-	78.4	21.6
医療職給料表(一)		43	39.7	16.0	100.0	-	-	-	76.7	23.3
医療職給料表(二)		149	42.5	18.0	94.6	5.4	-	-	34.2	65.8
医療職給料表(三)		84	37.0	14.2	98.8	1.2	-	-	6.0	94.0

(2) 職員の平均給与月額

職員の平均給与月額を昨年と比べると、全体で1,541円(0.4%)減少している。

給料表別に見ると、減少率が最も高いのは教育職給料表(三)(イ)で2,787円(0.7%)減少している。

(単位:円)

給料表	区分	令和4年4月	令和3年4月	増減額	増減率
全給料表		385,444	386,985	△ 1,541	△0.4%
行政職給料表		372,999	375,377	△ 2,378	△0.6%
公安職給料表		370,314	368,603	+ 1,711	+0.5%
教育職給料表(二)(ロ)		418,540	419,783	△ 1,243	△0.3%
教育職給料表(三)(イ)		386,323	389,110	△ 2,787	△0.7%
研究職給料表		406,971	405,930	+ 1,041	+0.3%
医療職給料表(一)		816,151	820,804	△ 4,653	△0.6%
医療職給料表(二)		372,115	369,977	+ 2,138	+0.6%
医療職給料表(三)		326,489	324,661	+ 1,828	+0.6%

2 職種別民間給与実態調査

(1) 調査の目的及び調査対象事業所等

職員の給与を検討するための基礎資料を作成するため、人事院及び広島市人事委員会等と共同で、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 (1,246 事業所) から産業、規模等を考慮して無作為抽出した事業所について、4 月分給与等の実態を調査した。

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
全 産 業	290	128	115	47
農 業、林 業、漁 業	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業	29	15	5	9
製 造 業	129	49	59	21
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	58	27	22	9
卸 売 業、小 売 業	17	10	5	2
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	11	6	5	0
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	46	21	19	6

(注) 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 1 所、調査不能の事業所が 52 所あった。

(2) 職員給与と民間給与との比較

ア 職員給与と民間給与との較差 (月例給)

職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種のものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の令和 4 年 4 月分の給与額を対比させ、精密に比較したところ、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 813 円 (0.21%) 下回っていた。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
380,249 円	379,436 円	813 円 (0.21%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである (ラスパイレズ方式)。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者 5,841 人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた 5,576 人 (平均年齢 43.2 歳) である。

イ 民間における特別給 (ボーナス) の支給状況

令和 3 年 8 月から令和 4 年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の 4.41 月分 (事務・技術等従業員) に相当している。

項 目	区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A 1)		372,952 円
上半期 (A 2)			375,239 円	274,712 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)		788,998 円	488,487 円
	上半期 (B 2)		860,678 円	524,643 円
特別給の支給割合	下半期	$\left(\frac{B1}{A1}\right)$	2.12 月分	1.78 月分
	上半期	$\left(\frac{B2}{A2}\right)$	2.29 月分	1.91 月分
	年 間 計		4.41 月分	3.69 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(備考) 職員の場合、調査実施時の年間支給月数は、4.30 月分である。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、令和4年10月4日、県議会議長及び知事に対し、次の内容の報告及び勧告を行った。

(1) 職員の給与に関する報告

ア 令和4年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

(ア) 月例給

本年の職員給与が民間給与を813円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や初任給の差、人事院の改定の考え方等を踏まえて、初任給を引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

(イ) 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.30月)が民間事業所における賞与等の特別給(4.41月分)を下回っていることから、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況、他の都道府県の状況等を参考にして、勤勉手当に配分することとし、6月分と12月分の勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げる必要がある。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

なお、本年、人事院は、支給月数の改定にあわせて、勤務実績をより適切に支給額に反映し得るよう、勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、上位の成績区分に係る原資の確保を図ることとしている。本県においては、国の改正内容を踏まえて適切に対応するとともに、一般職員及び再任用職員の成績率の設定について、見直しを検討する必要がある。

(ウ) 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 給与制度をめぐる諸課題

(ア) 情報職の処遇改善

社会全体の迅速なデジタル化が強く要請されている中で、本県においてもデジタル技術を活用し、行政サービスの質の向上を図っていく必要があるが、その担い手となるデジタル人材の確保が課題となっている。

本県では令和2年度の採用試験から情報職の試験区分を新設し、デジタル人材の採用を行っているところであるが、知事部局において、本県の求めるデジタル人材像の整理やデジタル人材が備えるべきスキルを明確化すること等により、デジタル人材の確保・育成に係る取組の充実を図ることを検討している。

社会全体でデジタル人材が大幅に不足することが見込まれる中で、本県の求めるスキルを有する人材を確保していく必要があるが、民間企業へのヒアリングや他の都道府県における情報職の採用試験の実施状況から、有為な人材の確保がより困難になることを考慮し、その方策の一環として、民間におけるデジタル人材の給与水準の状況等を踏まえ、初任給調整手当により給与水準の調整を行う必要がある。

具体的には、高度な専門的知識を有する情報職に対して、月額 50,000 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 10 年以内の期間支給することが適当である。

(イ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年、人事院は、社会や公務の変化に適応した人事管理が求められる中で、給与制度のアップデートを図っていくことについて報告している。

具体的には、人材確保や公務組織の活力向上の観点を踏まえた給与水準、専門性等に応じた給与の設定、60歳前及び60歳超職員の給与水準、能力・実績や職責の給与への的確な反映、定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与及び基本給を補完する諸手当に関する見直しについて、取組が必要とされている。

これらの取組に当たっては、人員構成の変化や人事管理、民間給与の状況等を踏まえつつ、給与制度について様々な側面から一体的に取組を進めていくこととし、令和5年夏に具体的な措置についての骨格案を示すことができるよう検討を進め、令和6年にその時点において必要な給与制度上の措置の成案を示し、施策を講ずることを目指すこととしている。

給与制度については、基本的には国に準拠することが適当と考えることから、国における検討の動向を注視しつつ、その取組を見据え、給与制度が計画的かつ円滑に導入されるよう、国と異なる昇給制度の見直しについて、本県の実態等を踏まえ、検討する必要がある。

(ウ) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し

本年、人事院は、博士課程修了者等の処遇を改善するために初任給基準の見直しを行うことを報告している。本人事委員会としては、国における見直しの具体的な内容や他の都道府県の動向等も踏まえて、見直しの必要性について検討する必要がある。

(エ) テレワークに関する給与面での対応

本年、人事院は、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進め、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめることを報告しており、本人事委員会としては、国の動向を注視していく必要がある。

ウ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給及び特別給の引上げ並びに情報職の処遇改善を求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

(2) 勧告（内容抜粋）

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

ア 令和4年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。（別表1から別表5略）

b 勤勉手当

(a) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(b) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(イ) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおり改定すること。（別表6 略）

(ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。（別表7 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.475月分とすること。

(エ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

a 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。（別表8 略）

b 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.475月分とすること。

イ 給与制度をめぐる諸課題の内容

初任給調整手当を次のとおり改定すること。

情報に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から10年以内の期間支給すること。

ウ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、イについては、令和5年4月1日から実施すること。

(イ) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

(3) 人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

ア 人材の確保・育成等

(ア) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきた。全国的に公務員の人材確保が依然として厳しい状況にある中、令和4年度の大学卒業程度試験においては、行政職全体として前年度を上回る受験者を確保することができ、これまでの取組による一定の成果も現れている。

一方で、過去数年の受験者数の推移をみると全体として減少しており、一部の技術系職種については人材確保が困難な状況が続いている。今後の若年人口の減少の進展やデジタル人材などの単独で育成が困難な人材の確保を進めることなどを踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況下においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、試験制度の研究・改善を行うとともに、職員の有する経験をより適切に処遇に反映することが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の引き下げ、受験しやすい基礎能力試験の実現等が検討されている。本県においても、こうした状況を見越して、人材確保が困難な技術職等について、試験制度の見直し等による人材確保策の検討が必要である。

また、「情報」や「防災」といった専門的な知識・経験の蓄積が必要な職種については、これまでの新卒採用に加えて、適切な処遇の下での社会人経験者採用や任期付職員採用等によって外部人材を確保し、必要な民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことも重要である。

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修を通じた効果的な目標設定方法の周知、評価者研修を通じた管理職員の評価スキルの向上、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための取組を継続しているところである。

国においては、本年10月に評語の細分化等が施行され、人事評価により職員の能力や実績をよりきめ細かく的確に把握し任用・給与等に反映するなど、能力・実績に基づく人事管理が推進されている。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためには、本県においても、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を人材育成の観点から活用するとともに、任用、給与等に適切に反映し、能力・実績に基づく人事管理を徹底することが求められる。

各任命権者においては、改めて制度の内容を検証し、能力・実績に基づく人事管理を推進していくことが重要である。

(ウ) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを向上していくことが求められる。各任命権者においては、職員の意欲的な能力開発に結び付くOJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOff-JTの推進に継続的に取り組んでいる。

今後もこうした取組を継続することが重要であり、OJTについては、新型コロナウイルス感染症への対応やテレワークの普及等により勤務環境や職員同士のコミュニケーションの取り方が変化する中で、各職場の状況に応じた方法で実施する必要がある。また、Off-JTについては、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で研修等がオンライン中心となっているが、職員に求められる知識・スキルの習得・定着に向けて、対面とオンラインを効果的に組み合わせて実施する必要がある。

特に若年層の職員への人材育成については、各職場において、成長を実感しながら、やりがいを持って働けるよう、職員のOJT及びOff-JTをきめ細かく進めていくことが重要である。

(エ) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展や新型コロナ危機など、本県を取り巻く環境は日々変化し、県職員が向き合う行政課題は多様化・複雑化している。こうした変化に対応し、行政ニーズに応じていくためには、従来どおりの視点や画一的な考え方ではなく、新しい視点や多様な背景を持った職員が協力し、課題解決に取り組んでいくことが求められる。

(女性の活躍の推進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、これまでに、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。

この計画に定めた目標の達成に向けて、今後も着実に取組を進めていくことが必要である。

(障害者雇用の推進)

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要である。障害者雇用の推進することは各任命権者の責務であり、令和3年度からは、新たに知的障害者及び精神障害者の採用を行っている。

各任命権者においては、障害の状況に応じた合理的配慮のあり方などについて個別に検討の上、障害者が、職場においてその能力を十分に発揮できる環境を具体的に整えていく必要がある。

(会計年度任用職員の勤務環境等の整備)

会計年度任用職員制度については、令和2年4月の制度開始以降、所要の見直しを行っ

てきたところである。

今後もそれぞれの職の状況を適切に把握し、他の都道府県や国の非常勤職員との均衡を踏まえつつ、意欲を持って働くことができる環境等を整えていくことが必要である。

性差、障害の有無、各々が抱える事情や勤務形態の違いなどはもとより、そもそも職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。後述する働き方改革の取組の推進などを通じて、この差異を組織内の多様性として互いに認め合い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、多様化・複雑化する行政課題の解決に結び付けていくことが重要である。

イ 働き方改革と勤務環境の整備

公務において、組織の活力を維持・向上させるためには、時間外勤務の縮減、仕事と暮らしの両立支援、テレワーク等の柔軟な働き方などの働き方改革を推進し、勤務環境の整備を進めていくことが重要である。

これにより、公務内の全ての職員が従来型の働き方に関する価値観などを改め、それぞれの能力や経験等を十分に発揮して活躍し、「仕事の充実」と「仕事以外の暮らしの充実」の好循環を生み出すことで、自身のWell-being（肉体的にも精神的にも社会的にも、全てが満たされた状態）の実現を図る必要がある。

(ア) 時間外勤務の縮減等

a 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められているところである。

令和3年度の時間外勤務は、教育委員会では前年度と変わらず、警察本部では前年度より減少したが、知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策業務などのため、前年度より増加した。

知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策の業務を担う職員について、長時間勤務を是正するために大規模な対策が実施されたものの、本庁で、特定の職員が令和2年度から2会計年度続けて年1,000時間を超える時間外勤務を行った事例が9件発生するとともに、特定の職員が10か月続けて100時間以上の時間外勤務を行う事例が発生するなど、是正に至らず長期に及ぶ事例が散見され、また、保健所業務を担う地方機関でも、令和4年1月以降、長時間勤務が常態化する事例が多数発生しており、過重労働による健康障害の発生が懸念される状況にある。

加えて、一般的には特例業務には該当しないと思われる業務のために上限時間を超える時間外勤務を命じたり、業務負担の見直しや勤務時間の割振り変更など、上限時間を超えて時間外勤務を命じる事態を回避するための管理監督者による適切なマネジメントが行われていない不相当な運用事例も散見された。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、その適用は慎重かつ厳格に行われなければならない。適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないものである。その上で、上限を超える時間外勤務が行わ

れる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。特に、長時間勤務の常態化を早急に是正することが喫緊の課題である。

長時間勤務の常態化、特に上限時間を超える時間外勤務の常態化を是正するためには、徹底した業務の精選・合理化等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に見合った人員配置を行うなどの取組をさらに推進するとともに、管理監督者が個々の職員の上限時間を適切に把握し、特定の職員への業務負担の集中緩和を図るなど、上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実にやっていく必要がある。特に、長時間勤務が常態化し、長期に及んでいる職場・職員については、これまでの取組の課題を検証した上で、こうした取組を重点的にやっていく必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し必要な指導及び助言を行っていく。特に、知事部局については、長時間勤務の常態化が是正に至らず長期に及んだことも踏まえ、長時間勤務の常態化が早急に是正されるよう、今後の取組の進展等、状況を注視しつつ、必要な指導及び助言を行っていく。

- b また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

令和3年度における県立学校教員の長時間労働の状況については、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、依然として多くの教員が長時間労働を行っている。

教育委員会では、令和2年に、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則、月45時間、年360時間とすることなどを定めた「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」を制定し、併せて、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定するとともに、「学校における働き方改革取組方針」を改定して、令和4年度までの目標を定め、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

「学校における働き方改革取組方針」の期間の満了が近づいている点も踏まえて、同取組方針に定める目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。また、次期取組方針の策定に向けては、教員の負担をより一層軽減するため、教員の勤務実態を十分に把握し、現取組方針に基づく取組の効果検証を行った上で、より実効性のある取組を検討することが必要である。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教職員の働き方改革が着実に推進されるように、県教育委員会においては、市町教育委員会と連携を図るとともに、市町教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

- c さらに、「仕事以外の暮らしの充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(イ) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、育児に関しては、各任

命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、令和3年度に行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

中でも、男性職員の育児休業については、各任命権者において取得を促進する取組が行われており、年々取得率は上昇しているものの、警察本部と教育委員会では取得率が低い水準に留まっており、職務や勤務環境により取得率に差が生じている状況である。

今年度、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の義務化や、育児休業の取得回数制限の緩和など、会計年度任用職員を含めて育児休業の取得が促進されるよう制度改正を行ったところであり、今後男性職員の育児休業の取得を更に促進するため、制度の周知や意識啓発を図っていく必要がある。

(ウ) テレワーク等の新しい働き方の推進

コロナ禍において、「新しい生活様式」に対応した新たな働き方が求められる中、各任命権者において、業務効率化や仕事と暮らしの両立支援の観点から、県庁働き方改革や広島県行政デジタル化推進アクションプランなどにより、WEB会議やテレワークの推進など、様々な取組が進められている。

テレワーク等の柔軟な働き方は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現に資するものであり、公務能率の向上や多様な有為の人材確保につながるものである。

引き続き、テレワーク等の柔軟な働き方をより一層推進し、その利用の拡大・定着を図っていく必要がある。

ウ 職員の健康管理等

(ア) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者、退職者の数や割合は、増加傾向にある。中でも、20歳代の若年層職員の精神疾患発生率が近年著しく上昇していることが認められ、組織運営上の大きな課題となりつつある。精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策がなお一層必要となっている。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(イ) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、一昨年のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、要綱の整備に併せて「懲戒処分の指針」の改正を行って以降、職員による相談件数が増加しているところである。

また、近年多様な価値観が広がっている中、いわゆるLGBTQなどの性的マイノリティに対するハラスメントについても職員の理解促進を図っていくことが重要である。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

(ウ) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

エ 高齢層職員の雇用と定年引上げ

定年の引上げについては、昨年6月の地方公務員法の改正を踏まえ、今般、関係条例が整備され、令和5年4月から、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制などの諸制度の導入や給与等に関する措置が行われることとなった。

各任命権者においては、60歳を超える職員が培ってきた多様な知識と経験を公務内で積極的に活用できるよう、組織における役割を明確化し、加齢に伴う身体機能の低下なども踏まえながら、定年まで働き続けられる環境の整備に取り組むとともに、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、定年引上げ期間中においても、一定の新規採用者を継続的に確保していく必要がある。

また、関係条例の整備により、定年前再任用短時間勤務制の導入とともに、暫定再任用制度が経過措置されており、今後も再任用職員が公務に従事することから、各任命権者においては、引き続き意欲と能力のある再任用職員を適切に配置し、その能力や経験が最大限発揮されるよう環境整備に努めていく必要がある。

オ 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ行為の懲戒処分事案が後を絶たない。このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

4 職員の給与制度改定の動き

(1) 令和4年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定

ア 給料表等

本人事委員会が令和4年10月4日に行った「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告（以下「勧告」という。）」のとおり改正された。（令和4年4月1日適用）

イ 勤勉手当

勧告のとおり改正された。（令和4年4月1日適用）

(2) 初任給調整手当

勧告のとおり改正された。（令和5年4月1日適用）

(3) 定年引上げに伴う規定整備

職員の定年等に関する条例等が改正され、令和5年度から職員の定年が引き上げられることに伴い、給与関係規定の整備が行われた。（令和5年4月1日適用）

審 查 関 係 業 務

第4 審査関係業務

1 公平審査

職員は、人事委員会に対して、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には審査請求（地方公務員法第49条の2）を、また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては措置の要求（同法第46条）をすることができる。

審査請求及び措置要求の各事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 不利益処分に関する審査請求

令和4年（不）第1号事案（停職処分修正請求）	
1 当事者	審査請求人 市町立学校教員 処分者 広島県教育委員会
2 処分の内容	(1) 処分年月日 令和4年10月20日 (2) 処分内容 停職1月 (3) 処分事由 勤務校内において、複数の女子児童に対し、複数回にわたり、肩や背中や足に触れたり、濡れた髪を乾かすため、髪を触ったり、くしでとかしたりするなど、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行い、嫌悪感や不快感を与えた。 また、勤務校の女性教諭に対し、駐車した車中において、後頭部付近から背中をさすり、手に触れるなど、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行い、嫌悪感や不快感を与えた。
3 不服の理由の要旨	(1) 処分事由とされた事実関係について事実でない部分があり、処分の軽減が重すぎる。 (2) 女子児童に対する行為も女性教諭に対する行為も、性的な意図はなく、かつ、事前に嫌ではないかと確認を行っており、セクシュアル・ハラスメントに該当するものではない。 (3) 審査請求人は過去にセクシュアル・ハラスメントに該当する行為のために懲戒処分を受けたことはあるが、本件の懲戒処分とは事案を異にしており、過去の懲戒処分を処分の加重要素としたことは不当である。
4 審査の経過	令和4年11月2日 審査請求 令和4年11月22日 受理
5 審査の方法	書面審理

(2) 勤務条件に関する措置の要求

事案なし

2 職員からの苦情相談

地方公務員法第8条の規定に基づき、職員からの勤務条件その他人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じている。

令和4年度中の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。

苦情相談の状況

(令和4年度)

申出人の任命権者	件数
知事	0件
教育委員会	2件
警察本部長	0件
受託分	2件

3 職員団体等

(1) 職員団体の登録

職員団体は、地方公務員法第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年広島県条例第 24 号）に基づいて人事委員会に登録の申請をすることができる。

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（県分）

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（令和 4 年度）
自治労広島県職員労働組合	法人	昭 41. 10. 3	令 4. 4. 4（役員）
広島県教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	令 4. 6. 15（役員）
広島県高等学校教職員組合	法人	昭 41. 10. 3	令 4. 4. 4（役員）
全広島教職員組合	法人	平 1. 12. 28	令 4. 4. 11（役員）
広島県非常勤職員労働組合	非法人	令 2. 8. 31	令 4. 11. 10（役員）

職員団体の登録状況（受託分）

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

職員団体名	法人・非法人の別	登録年月日	規約の変更その他の届出等の受理年月日（令和 4 年度）
府中町職員労働組合	非法人	昭 42. 4. 6	令 5. 1. 24（役員）
大崎上島町職員労働組合	法人	平 16. 2. 13	なし
神石高原町職員労働組合	法人	平 17. 2. 15	令 4. 11. 18（役員）
世羅町職員労働組合	法人	平 18. 4. 7	令 4. 11. 18（役員）
熊野町職員労働組合	非法人	平 24. 12. 10	なし
北広島町職員労働組合	非法人	令 3. 2. 10	令 4. 12. 8（役員）

(2) 管理職員等の範囲の指定

管理職員等とは、地方公務員法第 52 条第 3 項ただし書きに規定される職員のことをいい、その範囲の指定は同法第 52 条第 4 項の規定により人事委員会規則で定めることになっている。人事委員会規則による管理職員等の範囲は次のとおりである。

管理職員等の範囲（県分）

本 庁

令和 5 年 3 月 31 日現在

機関	職
議会事務局	事務局長 次長 課長 共通業務担当監 課長代理 秘書係長 庶務係長
知事部局	理事 局長 経営戦略審議官 都市建築技術審議官 危機管理監 広島サミット推進審議官 部長 総括官 審理監 課長 担当課長 政策監 健康指導監 防災航空センター長 東部産業支援担当次長 企業誘致担当次長 担当監 参事 経営企画監 主幹 主査 主任 主事
会計管理部	会計管理部長 課長 出納監察員 共通業務担当監 参事（会計総務課に置かれ庶務又は予算を担当するもの） 主幹・主査（会計総務課の庶務、予算担当のうち、グループリーダー業務に従事するもの）

機関	職
教育委員会事務局	教育次長 理事 参与 部長 総括官 課長（室長を含む。） センター長 担当課長 人事管理監 職員管理監 社会教育監 教育指導監 校務指導監 経営企画監 教育支援推進監 県立学校改革推進監 不登校支援センター長 人材育成推進監 課長代理 副センター長 総務係長 法務係長 教育広報係長 秘書係長 企画調整係長 県立学校人事係長 小中学校人事係長 採用定数係長 行政係長 給与第一係長 給与第二係長 文化財保護係長 学校財務係長 管理係長 主査（管理部経営企画担当、総務課（総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）、法務係及び秘書係に限る。）、教職員課（企画調整係を除く。）、学校経営戦略推進課（県立学校改革・学校働き方改革推進担当（学校働き方改革を担当するものに限る。）に限る。） 管理主事 総務係（人事又は服務を担当するものに限る。）、法務係、秘書係、教職員課（企画調整係を除く。）又は県立学校改革・学校働き方推進担当（学校の働き方改革を担当するものに限る。）の主任及び主事
選挙管理委員会事務局	事務局長 次長
人事委員会事務局	事務局長 次長 課長 参事 主幹・主査・主任（任用、給与勧告、公平審査等の事務担当）
監査委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 監査統括監 監査管理監 参事（合同総務課）
労働委員会事務局	事務局長 次長 合同総務課長 主任 労働監 労働監 参事（合同総務課）
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 次長
内水面漁場管理委員会事務局	事務局長

地方機関

機 関	職
総務事務所	所長 支所長 次長 課長 参事
県税事務所	所長 分室長 次長 課長 地方税総括管理監
厚生環境事務所	所長 支所長 医監 次長 課長
保健所	所長 支所長 次長 課長
食肉衛生検査所	所長
動物愛護センター	所長 総務課長
こども家庭センター	所長 次長 総務企画課長 総務課長 相談援助第一課長 相談援助第二課長
農林水産事務所	所長 事業所長 次長 課長 ダム管理事務所長
畜産事務所	所長 次長 課長
病虫害防除所	所長 次長
家畜保健衛生所	所長 次長 課長
建設事務所	所長 支所長 次長 課長 担当課長 担当監 ダム管理 事務所長 事業所長
広島港湾振興事務所	所長 次長 課長
消防学校	校長 教頭 総務課長
東京事務所	所長 次長 総務課長
自治総合研修センター	所長 総括研修企画監 研修 企画監
大阪事務所	企業立地監 所長 次長
農業技術指導所	所長 次長
文書館	館長
総合技術研究所	所長 センター長 医監 次 長 支所長 部長 課長
縮景園	園長 副園長

機 関	職
美術館	館長 副館長 課長
三次看護専門学校	校長 副校長 総務課長
総合精神保健福祉センター	所長 次長 総務企画課長
身体障害者更生相談所	所長
広島学園	園長 副園長 課長
高等技術専門学校	校長 副校長 庶務課長
技術短期大学校	校長 副校長 庶務課長
障害者職業能力開発校	校長 副校長 庶務課長
農業技術大学校	校長 副校長 総務課長
教育事務所	所長 支所長 副所長 総 務課長 教育指導課長 管 理主事
みよし風土記の丘	所長 副所長
埋蔵文化財センター	所長 副所長
教育センター	所長 副所長 部長
生涯学習センター	所長 副所長 総務課長
図書館	館長 副館長 総務課長
少年自然の家	所長 副所長
歴史民俗資料館	館長 副館長 総務課長
歴史博物館	館長 副館長 総務課長
高等学校	校長 教頭 事務部長 総 括事務長 事務長
中学校	校長 教頭 事務部長
特別支援学校	校長 教頭 部の主事 総 括事務長 事務長

備考

- 1 議会事務局の「課長代理」とは、総務課に置かれるものをいう。
- 2 知事部局の「部長」とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。
- 3 知事部局の「担当課長」とは、単に担当課長と称する職名のもの及び特定の事務名を付した職名のものをいう。
- 4 知事部局の「参事」とは、参事のうち、総務課（公益法人の指導監督を担当するものを除く。）、秘書課、人事課、福利課、財政課、経営企画チーム、研究開発課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれるもの並びに財産管理課及び税務課に置かれ庶務又は予算を担当するものをいう。
- 5 知事部局の「主幹」及び「主査」とは、主幹及び主査のうち、秘書課、人事課（安全衛生管理を担当するもの（グループライダー業務に従事するものを除く。）を除く。）、財政課及び経営企画チームに置かれるもの、危機管理課、総務課、地域政策総務課、環境県民総務課、健康福祉総務課、商工労働総務課、農林水産総務課及び土木建築総務課に置かれ庶務を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）、総務課に置かれ予算又は法務を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）並びに研究開発課に置かれ庶務又は予算を担当するもの（グループライダー業務に従事するものに限る。）をいう。
- 6 知事部局の「主任」及び「主事」とは、主任及び主事のうち、秘書課及び人事課に置かれるもの（人事課にあっては、安全衛生管理を担当するものを除く。）をいう。
- 7 教育委員会の「担当課長」とは、特定の事務名を付した職名のものをいう。
- 8 教育委員会の「管理係長」とは、管理係長のうち、生涯学習課に置かれるものをいう。
- 9 こども家庭センターの「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」とは、「相談援助第一課長」及び「相談援助第二課長」のうち、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターに置かれるものをいう。
- 10 建設事務所の「担当監」とは、特定の事務名を付した職名のものであって、北部建設事務所庄原支所に置かれるものをいう。

管理職員等の範囲（受託分）

(町)

令和5年3月31日現在

郡	町名	議会事務局	町長部局	会計管理者 部局	教育委員会事務局	保育所 等	病院等	その他	小中学校	改正年月日
安芸郡	府中町	事務局長	部長 危機管理監 次長 課長 主幹 課長補佐(総務課) 人事係長 主査 (総務課)	会計管理者 室長 主幹	教育部長 教育次長 課長 主幹			監査委員事務局長 福寿館長 環境センター所長 府中南交流センター館長 図書館長 公民館長 歴史民俗資料館長	校長 教頭 事務長	R4.4.1
	海田町	事務局長 主幹	部長 次長 課長 所長 室長 主幹 課長補佐(総務課) 庶務係長(総務課) 職員係長 財政係長	会計管理者 室長	教育次長 課長 教育指導監 主幹	所長		児童館長 町民センター所長 環境センター所長 図書館長 公民館長 ふるさと館長 ひまわりプラザ館長・所長	校長 教頭 事務長	H29.5.1
	熊野町	局長	部長 危機管理監 次長 参事 課長 室長 課長 補佐(総務課)	会計管理者 課長	部長 次長 課長 教育指導監			熊野中央防災交流センター長 熊野東防災交流センター長 熊野西防災交流センター長 くまの・こども夢プラザ館長 公民館長 図書館長	校長 教頭 事務長	R4.4.1
	坂町	事務局長	技監 情報政策監 部長 副部長 課長 人事係長	会計管理者 室長	教育次長 課長				校長 教頭 事務長	R3.4.1
山県郡	安芸太田町	事務局長	課長 室長 主幹・課長補佐 (総務課人事及び財政担当) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	教育次長 課長			保健・医療・福祉統括センター事務局長・課長 福祉事務所長 学校給食共同調理場長	校長 教頭 事務長	R3.4.1
	北広島町	事務局長	参事 危機管理監 課長 所長 課長補佐(総務課) 総務係長 行政管理係長 情報電算係長 財政係長 【支所】支所長	会計管理者 室長	副教育長 課長	保育所 所長	【診療所】 診療所長 事務長	芸北ホリスティックセンター所長・次長 豊平保健福祉総合センター所長・次長	校長 教頭 事務長	R3.4.1
豊田郡	大崎上島町	事務局長	課長 課長補佐(総務課) 庶務係長	会計管理者 課長	課長 教育指導監			福祉事務所長 幼稚園長・教頭	校長 教頭 事務長	R4.3.31
世羅郡	世羅町	事務局長	課長 室長 課長補佐(総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者	課長 室長	所長		給食センター所長 せらにシタウンセンター所長	校長 教頭 事務長	H27.4.30
神石郡	神石高原町	事務局長	課長 調整監 課長補佐 (総務課) 【支所】支所長 課長	会計管理者 課長	課長 調整監	所長		農業委員会事務局長	校長 教頭 事務長	R3.4.1

(一部事務組合)

区分	一部事務組合名	管 理 職 員 等	改正年月日
複合	三原広域市町村圏事務組合	事務局長 事務局次長 所長 場長 会計管理者 室長	H19. 7. 6
環境衛生	安芸地区衛生施設管理組合	事務局長 課長 会計管理者	H21. 5. 28
	芸北広域環境施設組合	事務局長 会計管理者	H21. 4. 30
	広島中央環境衛生組合	事務局長 会計管理者 次長 課長	R4. 4. 18
内部管理	広島県市町総合事務組合	事務局長 会計管理者	H21. 5. 28
その他	広島中部台地土地改良施設管理組合	会計管理者 課長	H22. 4. 30

(広域連合)

広域連合名	管 理 職 員 等	改正年月日
広島県後期高齢者医療広域連合	議会事務局長 事務局長 事務局次長 課長 (会計課長を含む) 会計管理者 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長	H20. 6. 5

4 労働基準監督機関としての職権行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署の事業（同表に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に対しては、人事委員会が行うこととなっている。

労働基準法別表第1による県の事業所の号別区分及び労働基準監督機関としての職権行使の状況は、次のとおりである。

労働基準法別表第1による号別区分（県関係分のみ）

（令和5年3月31日）

労基法別表第1各号	事業内容	該当事業所	監督機関
1号	物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業		労働基準監督署
2号	鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業		労働基準監督署
3号	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業		労働基準監督署
4号	道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業		労働基準監督署
5号	ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業		労働基準監督署
6号	土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業		労働基準監督署
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業		労働基準監督署
8号	物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業		労働基準監督署
9号	金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業	大阪事務所	労働基準監督署

労基法 別表第1 各号	事業内容	該当事業所	監督機関
10号	映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業		労働基準 監督署
11号	郵便、信書便又は電気通信の事業		人 事 委 員 会
12号	教育、研究又は調査の事業	消防学校 文書館 自治総合研修センター 総合技術研究所のセンター 美術館 看護専門学校 高等技術専門学校（広島高等技術専門学校を除く） 広島高等技術専門学校・広島技術短期大学校 広島障害者職業能力開発校 農業技術大学校 教育センター 三次高等学校・三次中学校 広島高等学校・広島中学校 広島叡智学園高等学校・広島叡智学園中学校 高等学校（三次高等学校、広島高等学校及び広島叡智学園高等学校を除く） 特別支援学校（寄宿舎を除く） 図書館 少年自然の家 生涯学習センター 埋蔵文化財センター みよし風土記の丘 歴史民俗資料館 歴史博物館 警察学校	人 事 委 員 会
13号	病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業	厚生環境事務所・保健所（支所を除く） 厚生環境事務所支所・保健所支所 こども家庭センター一時保護課 広島学園 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 動物愛護センター 特別支援学校の寄宿舎	労働基準 監督署
14号	旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業		労働基準 監督署
15号	焼却、清掃又はと畜場の事業		労働基準 監督署
前各号に該当しない官公署の事業		本庁 総務事務所（支所を除く） 総務事務所支所 東京事務所 県税事務所（分室を除く） 県税事務所分室 総合技術研究所企画部 縮景園 こども家庭センター（一時保護課を除く） 身体障害者更生相談所 農林水産事務所（事業所を除く） 農林水産事務所事業所 畜産事務所・家畜保健衛生所 農業技術指導所・病虫害防除所 建設事務所（支所を除く） 建設事務所支所 広島港湾振興事務所 議会事務局 教育委員会事務局（教職員課分室を除く） 教職員課分室 教育事務所（支所を除く） 教育事務所支所 警察本部 警察署 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局	人 事 委 員 会

労働基準監督機関としての職権行使の状況

(令和4年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	19件	103件	1件	123件
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	3	3	6
衛生管理者選任報告	12	53	21	86
産業医選任報告	3	0	1	4
ボイラー性能検査	3	2	0	5
第一種圧力容器性能検査	5	2	0	7
ボイラー・第一種圧力容器の休止報告	0	3	0	3
ボイラー・第一種圧力容器検査証の返還	4	0	0	4
ゴンドラの性能検査	0	0	0	0
ゴンドラの休止報告	3	0	0	3
クレーンの性能検査	0	0	0	0
クレーンの休止報告	0	0	0	0
クレーン検査証の書替・再交付	0	0	0	0
機械等設置届等	3	1	0	4
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0	0	0	0